

宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

福島イノベーション・コースト構想におけるイノベ重点分野のひとつでもある宇宙分野において、現在、本市では関連産業の誘致・集積を推進するため、ロケット打上げに代表されるように事業者の実証実験の支援等を推進しているところである。

今後も政府の支援等を背景に、加速度的に技術開発が進むと同時に実証実験も多様化し、規模も拡大していくことが想定されることから、本事業において、将来的に実施される実証実験の種類や規模を調査し、実施場所の適地となる候補地の選定に必要な各種条件を整理することを主たる目的とするものである。

2 業務概要

(1) 件名

宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託

(2) 業務の内容（詳細は仕様書を参照）

- ①将来的な実証実験の需要調査
- ②実証実験候補地の条件調査
- ③実証実験施設整備運営に関する調査
- ④環境影響の想定と対応の検討
- ⑤経済波及効果の試算
- ⑥報告書の作成

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算概要

予算上限額は総額22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(5) 担当課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市商工観光部商工労政課

（南相馬市役所北庁舎1階）

電話：0244-24-5325 FAX：0244-23-7420

電子メールアドレス syokorosei@city.minamisoma.lg.jp

3 プロポーザル方式の採用の具体的な理由とその導入効果

本業務における調査は、視点や調査手法、分析力等によって成果の内容が大きく異なることから、価格のみによる競争では事業者の選定が困難であるため、プロポーザル方式とする。

加えて、視点や手法の異なる多くの事業者から提案を受け、比較検討を行いより良い事業者を選定するため、プロポーザルは公募型とする。

その導入効果として、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、最も適正な企画力や技術力、実施体制を持つ事業者に委託することが可能となり、福島イノベーション・コースト構想におけるイノベ重点分野のひとつでもある宇宙分野において、本市における実証実験の拡大に向けた、より実効性の高い調査が行われる

ことが期待される。

4 スケジュール（予定）

年月日	事務手順
令和7年6月4日（水）	プロポーザル公募の公告
令和7年6月4日（水）	参加申込書・企画提案書受付開始
令和7年6月11日（水）午後5時まで	質問書提出期限
令和7年6月13日（金）	質問に対する回答期限
令和7年7月2日（水）午後5時必着	参加申込書提出期限
令和7年7月9日（水）午後5時必着	企画提案書提出期限
令和7年7月中旬	プレゼンテーション審査及びヒアリング
令和7年8月上旬	最終審査結果通知
令和7年9月上旬	契約締結

※プレゼンテーションの開催時間は決定次第、応募業者へ通知する。

5 選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定する。

6 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名の停止を受けていない者であること。
- （3） （2）の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限までに受理を受けた者であること。
- （4） 公告日以後に南相馬市有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成18年告示第4号）に基づく指名停止又は指名回避を受けている期間がないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- （6） 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- （8） 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出の時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- （9） 過去に本業務に類似する業務実績として、自治体向けのコンサルティング業務受託実績があり、本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- （10） 本業務の担当者（主要担当者または補助担当者）として、本業務に関連する法制度等を熟知しているものを配置すること（外部人材の登用も可とする）。

7 参加受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

- （1） 提出期限
令和7年7月2日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

本要領 19 に記載の提出先まで持参、郵送または電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出の場合には、提出後に電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること

(3) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書【様式 1】・・・1部

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「宇宙関連産業誘致・集積等に向けた施策検討支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

②南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し

8 質疑応答

(1) 様式

【様式 2】質問書を使用のこと。

(2) 照会方法

本要領 19 に記載の提出先まで電子メールにより提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

(3) 照会期限

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時まで

(4) 回答方法

質問書を受け取り後、令和 7 年 6 月 1 3 日（金）までに、順次、質問者に対し電子メールで回答するとともに、回答をHPに掲載する。

(5) その他

審査委員の役職・氏名に関する質問については、一切応じない。

他の参加事業者に関する質問については、一切応じない。

9 企画提案書等の提出

参加の申込みを行った事業者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 5 時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

(3) 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(4) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

- ・企画内容・事業の取組内容を別紙「仕様書」に基づき提案すること
- ・業務委託期間終了までの実施工程について明確にすること
- ・10（6）の審査基準を意識して作成すること

②【様式 3】費用見積書※見積金額の内訳を添付すること（任意様式）

③【様式 4】会社概要書

④【様式 5】受託業務実績書（過去 5 年以内に受託した類似業務）

- ⑤法人の沿革、組織のわかる書類（パンフレット等でも可）および過去2期分の決算書または事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑥市町村民税過去2年分に関する納税証明書（写し可）
本店および直近の支店等における市町村民税（東京23区においては都民税）完納証明でも可
- ⑦消費税に関する納税証明書（写し可）
税務署発行「その3. 未納税額のない証明書（その3の2、その3の3でも可）」
※各証明書は、発行官公署において定めた様式によるが、証明書発行日は提出日前3か月以内のものを提出すること。

(5) 留意事項

- ①提案書には表紙をつけ、A4判用紙を用い、目次および頁番号をつけて20ページ以内で提出する。（カラー印刷は任意とする。）
- ②提案書は1者につき1案とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提出書類受理後における、企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- ⑤企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とする。
- ⑥提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑦提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。

10 審査方法等

プロポーザルに係る審査は、別に定める「宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく「宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

- (1) 実施日：令和7年7月中旬
- (2) 会場：南相馬市役所（会場等の詳細については応募者に対し通知する。）
- (3) 内容：提案書に基づく説明及び審査員による質疑
- (4) 時間配分：1提案者につき30分以内を予定する。（プレゼンテーション20分、質疑10分）
- (5) 審査内容
審査内容については、審査委員会において、企画提案内容を総合的に判断して選定する。
- (6) 審査基準
審査項目については、別表に掲げる審査基準を設け、評価点を設定する。

評価項目	審査項目	評価基準	点数
提案内容	1 企画力	・業務の目的を達成するために、有効かつ効果的な企画設計となっているか。 ・提案内容が具体的かつ実現性の高い内容となっているか。	25点
	2 理解力	・本業務の目的を適切に理解しているか。	25点

		・本市の現状や課題を的確に捉えた内容となっているか。	
	3 作業工程	・確実に本業務を遂行出来るスケジュールとなっているか。 ・作業工程、内容等が適切なものとなっているか。	10 点
	4 その他の提案	・本業務について、提案者独自の提案事項があればそれを審査し、評価をする。	5 点
実施体制	5 業務実績	・自治体向けコンサルティング業務受託実績があり、本業務委託の内容を確実に遂行できるか。	15 点
	6 業務実施体制	・本業務に関連する法制度等を熟知しているものを配置し、業務の遂行にあたり、適切な実施体制であるか。 ・有識者とのネットワークを有しているか。 ・メンバーは十分な経験や知識を有しているか。	15 点
経済性	7 費用	・見積額により、以下のとおり採点する。 ①最低価額提示者は満点 ②最低価額提示者以外は以下の計算式による最低価額÷当業者見積額×満点（小数点以下切り捨て）	5 点

合計数 100 点

(7) 候補者の選定

- ①事務局は集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に選定する。
- ②平均得点が最も高い事業者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を候補者として選定する。なお、見積金額も同額であった場合には、委員の表決（過半数の賛成）により候補者を選定する。さらに、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を選定する。
- ③選定にあたっては、合計得点が100点満点中6割（60点）以上の者とする。なお、提案が1事業者のみの場合においても同様の方法を適用する。

(8) その他

- ①プレゼンテーションは、提出書類をもとに行い、追加の提案及び資料配布は禁止とする。
- ②プレゼンテーションは、非公開とする。
- ③プレゼンテーション等に必要プロジェクター及びスクリーンは市が準備するが、パソコン及びその他必要とする機材は提案者が準備する。
- ④当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し、別途通知する。

1.1 参加者の失格または無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合

- (2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- (6) 審査委員会の委員長または委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1 2 結果の公表

- (1) 市長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を特定し、南相馬市ホームページにおいて公表する。この場合において参加事業者の名称は、最優秀提案事業者のみ公表する。
- (2) 結果は、提案者全員に対し、令和7年8月上旬に「公募型プロポーザル結果通知書」にて通知する。
- (3) 結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。

1 3 次順位者の繰り上げ

受注候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

1 4 事前協議

受注候補者に決定した事業者は、南相馬市と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出する。なお、見積額は、原則として提案書の提案価額の範囲内とする。

1 5 契約

上記14による協議に基づき、契約書を作成し契約の締結を行う。

1 6 提案書の取扱い

受注候補者の提案された書類等は全て、南相馬市に帰属することとし、提案に含まれる特許権、意匠権、商標権等は無償で使用できることとする。

1 7 その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成のために南相馬市が配布した資料は、南相馬市の了解なく公表、使用することはできない。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年7月3日（木）までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されていても指名を見合わせることもあるため留意すること。

- (6) 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (7) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
- (8) 令和7・8年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「18入札参加資格申請受付に関する事項」を参考とすること。

18 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「入札参加資格審査申請の手引」を確認のうえ、申請書類を以下の(5)の担当課まで郵送する。

「申請書」及び「入札参加資格審査申請の手引」については、南相馬市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和7年6月4日(水)から令和7年7月1日(火)まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(4) 申請に関する留意点

- ①申請の際は、「宇宙関連産業の拡大に向けた実証実験基盤検討支援業務委託公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること。
- ②本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も(2)の申請受付期間に限り受け付ける。
- ③実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係(南相馬市役所本庁舎3階)
電話: 0244-24-5225 FAX: 0244-24-5214

19 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市商工観光部商工労政課宇宙関連産業推進室
(南相馬市役所北庁舎1階)
電話: 0244-24-5325 FAX: 0244-23-7420
電子メールアドレス syokorosei@city.minamisoma.lg.jp